

令和8年6月12日招集

令和8年大船渡市議会第2回定例会議案

大 船 渡 市

番 号	件 名
報告第1号	令和7年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	令和7年度大船渡市魚市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第3号	令和7年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第4号	令和7年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書について
議案第1号	大船渡市指定管理者候補者選定委員会条例について
議案第2号	大船渡市まなびとつどいの家設置管理に関する条例について
議案第3号	大船渡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
議案第4号	大船渡市行政手続条例の一部を改正する条例について
議案第5号	大船渡市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第6号	大船渡市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第7号	大船渡市税条例の一部を改正する条例について
議案第8号	大船渡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第9号	大船渡市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第10号	大船渡市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第11号	大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第12号	大船渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第13号	令和8年度大船渡市一般会計補正予算（第3号）を定めることについて
議案第14号	令和8年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて
議案第15号	令和8年度大船渡市水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて
議案第16号	大船渡市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
議案第17号	訴訟上の和解に関し議決を求めることについて
議案第18号	大船渡市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
議案第19号	大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
議案第20号	大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

報告第1号

令和7年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和7年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書を、別紙のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告します。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 淵 上 清

令和7年度大船渡市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2. 総務費	1. 総務管理費	下水道事業債償還基金積立金	849,000	821,000	0	0	821,000	0	0
2. 総務費	1. 総務管理費	スポーツ施設整備事業	10,000,000	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	2,926,000	2,926,000	0	2,926,000	0	0	0
3. 民生費	1. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	814,000	814,000	0	814,000	0	0	0
4. 衛生費	1. 保健衛生費	火葬場管理運営事業	4,500,000	4,500,000	0	0	0	4,500,000	0
4. 衛生費	3. 水道費	水道事業会計補助金	59,675,000	59,675,000	0	59,675,000	0	0	0
6. 農林水産業費	1. 農業費	被災農業者緊急支援事業	16,510,000	16,510,000	9,171,438	0	7,338,562	0	0
6. 農林水産業費	2. 林業費	林業・木材産業循環成長対策事業	66,737,000	41,235,000	6,872,500	0	34,362,500	0	0
6. 農林水産業費	3. 水産業費	水産業被災施設復旧整備事業	271,395,000	271,395,000	33,000	0	226,162,000	45,200,000	0
6. 農林水産業費	3. 水産業費	綾里地区漁業集落環境整備事業	24,700,000	24,700,000	0	0	12,300,000	11,000,000	1,400,000
6. 農林水産業費	3. 水産業費	漁村再生交付金事業（綾里地区）	56,928,000	56,928,000	14,000	0	28,414,000	28,400,000	100,000
6. 農林水産業費	3. 水産業費	漁村整備事業（綾里地区）	11,425,600	11,425,600	3,807,600	0	7,551,000	0	67,000
7. 商工費	1. 商工費	運輸事業者等物価高騰対策支援事業	4,800,000	1,935,000	0	1,935,000	0	0	0
7. 商工費	1. 商工費	中小企業被災資産復旧事業	23,720,323	23,719,674	11,859,837	0	11,859,837	0	0
7. 商工費	1. 商工費	物価高騰対策事業者支援事業	96,000,000	96,000,000	0	62,516,000	0	0	33,484,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
7. 商工費	1. 商工費	林野火災被災テレビ共同受信施設本復旧支援事業	13,860,000	13,860,000	4,620,000	9,240,000	0	0	0
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路・河川等維持補修事業	58,905,800	58,737,949	0	24,369,075	0	34,300,000	68,874
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	73,111,000	56,442,807	0	30,678,285	0	25,700,000	64,522
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路施設修繕事業	93,072,660	48,596,400	0	24,681,985	0	23,900,000	14,415
8. 土木費	2. 道路橋梁費	通学路整備事業	59,191,000	54,155,500	0	30,269,877	0	23,800,000	85,623
8. 土木費	2. 道路橋梁費	社会資本総合整備事業	64,340,000	64,330,700	3,530	32,711,170	0	31,500,000	116,000
8. 土木費	3. 河川費	河川改修事業	82,949,767	82,949,000	0	0	0	82,900,000	49,000
8. 土木費	5. 都市計画費	都市公園施設整備事業	35,080,000	35,080,000	0	17,096,000	0	15,800,000	2,184,000
8. 土木費	6. 住宅費	がけ地近接等危険住宅移転事業	4,225,000	4,225,000	0	2,112,000	1,056,000	0	1,057,000
8. 土木費	6. 住宅費	被災者住宅再建支援事業	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0
8. 土木費	6. 住宅費	市営住宅管理事業	26,500,000	26,500,000	13,250,000	13,250,000	0	0	0
10. 教育費	3. 中学校費	スクールバス運行事業	8,127,600	8,127,600	0	3,900,000	0	4,100,000	127,600
10. 教育費	5. 保健体育費	北部給食センター運営事業	20,000,000	12,313,600	0	0	0	11,000,000	1,313,600
14. 災害復旧費	1. 農林水産施設災害復旧費	森林災害復旧費	18,116,000	18,116,000	24,904	0	12,047,611	6,000,000	43,485
合 計			1,210,458,750	1,108,018,830	51,656,809	316,174,392	341,912,510	358,100,000	40,175,119

令和8年6月12日提出

大船渡市長 瀧上 清

報告第2号

令和7年度大船渡市魚市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

て

令和7年度大船渡市魚市場事業特別会計繰越明許費繰越計算書を、別紙のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告します。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 渕 上 清

令和7年度大船渡市魚市場事業特別会計繰越明許費繰越計算調書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	
			円	円	円	円	円	円	円
1. 魚市場費	1. 魚市場費	大船渡市魚市場水揚増強 対策事業	25,000,000	25,000,000	0	0	0	25,000,000	0
合 計			25,000,000	25,000,000	0	0	0	25,000,000	0

令和8年6月12日提出

大船渡市長 渕上 清

報告第3号

令和7年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和7年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告します。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 渕 上 清

令和7年度大船渡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越し を要するたな 卸資産の購入 限度額	説 明
						企 業 債	他 会 計 出 資 金	国庫補助金	繰 入 金	当 年 度 損益勘定 留保資金			
		施設整備事業	円 467,770,400	円 283,272,100	円 184,498,300	円 106,500,000	円 0	円 68,702,000	円 0	円 9,296,300	円 0	円 0	工事の施工に伴い発生した状況変化（埋蔵物、地盤等）により施工能率が低下し、不測の時間を要したこと等のため
1.資本的支出	1.建設改良費												
合 計			467,770,400	283,272,100	184,498,300	106,500,000	0	68,702,000	0	9,296,300	0	0	

令和8年6月12日提出

大船渡市長 渕 上 清

報告第4号

令和7年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書について

令和7年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書を、別紙のとおり地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告します。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 淵 上 清

令和7年度大船渡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳						不用額	翌年度繰越額 に係る繰越し を要するたな 卸資産の購入 限度額	説 明
						企業債	他会計 負担金	国庫補助金	県補助金	補償金	当年度 損益勘定 留保資金			
		改良更新 事業	円 624,323,000	円 353,417,900	円 45,804,000	円 5,000,000	円 0	円 0	円 0	円 37,328,404	円 3,475,596	円 225,101,100	円 0	他事業の工程調 整に係る関係機 関との協議や入 札不調の発生に より不測の日数 を要し、年度内 の事業完了が困 難となったため
1.資本的支出	1.建設改良費													
合 計			624,323,000	353,417,900	45,804,000	5,000,000	0	0	0	37,328,404	3,475,596	225,101,100	0	

令和8年6月12日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 1 号

大船渡市指定管理者候補者選定委員会条例について

大船渡市指定管理者候補者選定委員会条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、大船渡市指定管理者候補者選定委員会を設置するとともに、同委員会の所掌事務、組織等に関し、必要な事項を定めようとするものです。

大船渡市指定管理者候補者選定委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、大船渡市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる施設における指定管理者の候補者を選定し、その結果を市長に報告すること。
- (2) その他指定管理者の候補者の選定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員の定数は、6人以内とし、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 優れた識見を有する者 3人以内
- (2) 市の職員 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、市長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 委員は、選定の対象となる指定管理者の候補者に応募した法人その他の団体の代表者若しくは役員その他これらに準ずる者であるとき又は当該団体と直接利害関係があるときは、当該候補者の選定に係る議事に加わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第1号(大船渡市指定管理者候補者選定委員会条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第1条	指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、大船渡市指定管理者候補者選定委員会を設置することを定めるものである。
第2条	委員会の所掌事務を定めるものである。
第3条	委員会の委員を6人以内とすること等を定めるものである。
第4条	委員会の委員の任期を、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとすること等を定めるものである。
第5条	委員会の委員長について定めるものである。
第6条	委員会の会議について定めるものである。
第7条	委員会の委員の守秘義務について定めるものである。
第8条	委員会の庶務は、総務部において処理することを定めるものである。
第9条	この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとするものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第 2 号

大船渡市まなびとつどいの家設置管理に関する条例について

大船渡市まなびとつどいの家設置管理に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

市民の趣味、創作活動等の生涯学習の推進及び交流の促進を図り、もって福祉の増進に資するため、大船渡市働く婦人の家の用途を変更し、新たに大船渡市まなびとつどいの家として設置するとともに、当該施設の設置管理に関し、必要な事項を定めようとするものです。

大船渡市まなびとつどいの家設置管理に関する条例

大船渡市働く婦人の家設置管理に関する条例（平成3年大船渡市条例第4号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の趣味、創作活動等の生涯学習の推進及び交流の促進を図り、もって福祉の増進に資するため、大船渡市まなびとつどいの家（以下「まなびとつどいの家」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 まなびとつどいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大船渡市まなびとつどいの家	大船渡市盛町字中道下1番地3

（開館時間）

第3条 まなびとつどいの家の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（1）月曜日から土曜日まで（次号に掲げる日を除く。） 午前9時から午後9時30分まで

（2）日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時から午後5時まで

（休館日）

第4条 まなびとつどいの家の休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

（使用の許可）

第5条 まなびとつどいの家を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、まなびとつどいの家の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないものとする。

（1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。

（2）施設、設備等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

（3）その他まなびとつどいの家の管理上支障があると認めるとき。

3 指定管理者は、まなびとつどいの家の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

（行為の禁止）

第6条 まなびとつどいの家においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）施設、設備等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

（2）その他まなびとつどいの家の保全及び秩序維持のため、市長が禁止する行為をすること。

（使用許可の取消し等）

第7条 指定管理者は、第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはまなびとつどいの家からの退去を命ずることができる。

（1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2）虚偽その他不正な手段により第5条第1項の許可を受けたとき。

（3）第5条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（4）第5条第3項の規定に基づく条件に違反したとき。

（5）まなびとつどいの家の管理上必要があると認めるとき。

(6) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第8条 使用者は、許可と同時に別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第7条第5号又は第6号の規定に基づき、指定管理者が使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更したとき。

(2) 使用者の責めに帰すことができない理由により、使用することができなかつたとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めたととき。

(損害賠償等)

第11条 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認める場合は、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 まなびとつどいの家の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手續)

第13条 まなびとつどいの家の管理について、指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が定める日までに、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる事項に照らして指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) まなびとつどいの家の設置の目的が効果的かつ効率的に達成されること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) まなびとつどいの家の管理を継続して適正かつ確実に行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定等の告示)

第14条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者を指定したとき、又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(変更の届出)

第15条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

第16条 指定管理者が行うまなびとつどいの家の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第17条 指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条ただし書の規定により開館時間を変更すること。

- (2) 第4条ただし書の規定により臨時に休館し、又は開館すること。
- (3) 第5条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第5条第2項の規定により許可をしないこと。
- (5) 第5条第3項の規定により許可に条件を付すること。
- (6) 第7条の規定により許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) まなびとつどいの家の利用の促進に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、まなびとつどいの家の管理に関し市長が必要と認めること。

2 指定管理者は、前項第1号、第2号及び第4号から第6号までの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、まなびとつどいの家に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日までの期間について、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況に関する事項
- (3) 経理の状況に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 使用許可の申請、指定管理者の指定の手続、当該指定の告示その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例の一部改正)

3 重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例（昭和39年大船渡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(重要な公の施設)</p> <p>第2条 重要な公の施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) <u>働く婦人の家</u></p> <p>(16)～(32) [略]</p>	<p>(重要な公の施設)</p> <p>第2条 重要な公の施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) <u>まなびとつどいの家</u></p> <p>(16)～(32) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表（第8条関係）

区分		使用料（1時間までごとに）	
		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時30分まで
軽運動室	一般	300円	400円
	高校生以下	200円	300円
講習室A		300円	400円
講習室B		300円	400円
茶室		200円	300円
料理実習室		500円	700円
研修室		400円	600円

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、使用料の2割に相当する額を別に徴収する。
- 2 料理実習室のガスを使用する場合は、500円を別に徴収する。

議案第2号(大船渡市まなびとつどいの家設置管理に関する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第1条	市民の趣味、創作活動等の生涯学習の推進及び交流の促進を図り、もって福祉の増進に資するため、大船渡市まなびとつどいの家を設置することを定めるものである。
第2条	名称及び位置を定めるものである。
第3条	開館時間を定めるものである。
第4条	休館日を定めるものである。
第5条	まなびとつどいの家の使用には許可が必要であること及び許可をしない基準について定めるものである。
第6条	まなびとつどいの家における禁止行為を定めるものである。
第7条	使用許可の取消し等について定めるものである。
第8条	使用料について定めるものである。
第9条	使用料の減免について定めるものである。
第10条	使用料の不還付について定めるものである。
第11条	施設等を損傷した者等の損害賠償義務について定めるものである。
第12条	まなびとつどいの家の管理を指定管理者に行わせることを定めるものである。
第13条	指定管理者の指定の手續について定めるものである。
第14条	指定管理者の指定等の告示について定めるものである。
第15条	指定管理者の名称等に変更があった場合の届出等について定めるものである。
第16条	指定管理者が行うまなびとつどいの家の管理の基準を定めるものである。
第17条	指定管理者の業務について定めるものである。
第18条	指定管理者が市長に提出する事業報告書について定めるものである。
第19条	条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものである。
別表	使用料の額を定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和9年4月1日とするものである。

条 項	要 旨
第2項	使用許可の申請、指定管理者の指定の手續等の準備行為は、この条例の施行日前でも行うことができることを定めるものである。
第3項	重要な公の施設及び特に重要な公の施設に関する条例の一部を改正し、重要な公の施設の働く婦人の家をまなびとつどいの家に改めるものである。

議案第3号

大船渡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

大船渡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

綾里地域振興出張所及び吉浜地域振興出張所を廃止しようとするものです。

大船渡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

大船渡市役所支所及び出張所設置条例（平成13年大船渡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後									
大船渡市役所支所及び出張所設置条例	大船渡市役所支所設置条例									
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、<u>支所及び出張所</u>を設置する。</p> <p>(出張所の名称等)</p> <p>第3条 <u>出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大船渡市役所綾里地域 <u>振興出張所</u></td> <td>大船渡市三陸町綾里字 <u>平館75番地2</u></td> <td><u>三陸町綾里の区域</u></td> </tr> <tr> <td>大船渡市役所吉浜地域 <u>振興出張所</u></td> <td>大船渡市三陸町吉浜字 <u>上野93番地1</u></td> <td><u>三陸町吉浜の区域</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	大船渡市役所綾里地域 <u>振興出張所</u>	大船渡市三陸町綾里字 <u>平館75番地2</u>	<u>三陸町綾里の区域</u>	大船渡市役所吉浜地域 <u>振興出張所</u>	大船渡市三陸町吉浜字 <u>上野93番地1</u>	<u>三陸町吉浜の区域</u>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、<u>支所</u>を設置する。</p>
名称	位置	所管区域								
大船渡市役所綾里地域 <u>振興出張所</u>	大船渡市三陸町綾里字 <u>平館75番地2</u>	<u>三陸町綾里の区域</u>								
大船渡市役所吉浜地域 <u>振興出張所</u>	大船渡市三陸町吉浜字 <u>上野93番地1</u>	<u>三陸町吉浜の区域</u>								
備考 改正部分は、下線の部分である。										

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第3号(大船渡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
題名	題名を、大船渡市役所支所設置条例に改めるものである。
第1条	出張所の廃止について定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和9年4月1日とするものである。

議案第4号

大船渡市行政手続条例の一部を改正する条例について

大船渡市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

行政手続法の一部改正に伴い、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知の方式等に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市行政手続条例の一部を改正する条例

大船渡市行政手続条例（平成8年大船渡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ [略]</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア [略]</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格又は地位を直接にはく</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ [略]</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p> <p>第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア [略]</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又は地位を直接に剥奪す</p>

改正前	改正後
<p>奪する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして市長等が別に定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。</u>この場合においては、掲示を始</p>	<p>る不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして市長等が別に定める処分をしようとするとき。</p> <p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法によって行うことができる。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「<u>不利益処分の名あて人となるべき者</u>」とあるのは「<u>当事者又は参加人</u>」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞の再開)</p>	<p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を市長が別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「<u>不利益処分の名宛人となるべき者</u>」とあるのは「<u>当事者又は参加人</u>」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(聴聞の再開)</p>

改正前	改正後
<p>第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>かんがみ</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。</p>	<p>第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>鑑み</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号(大船渡市行政手続条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	文言を整理するものである。
第4条	文言を整理するものである。
第13条	文言を整理するものである。
第14条	文言を整理するものである。
第15条	不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知の方式等を定めるものである。
第16条	文言を整理するものである。
第22条	文言を整理するものである。
第25条	文言を整理するものである。
第28条	文言を整理するものである。
第29条	不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における弁明の機会の付与について、聴聞の通知の方式等を準用することを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第 5 号

大船渡市印鑑条例の一部を改正する条例について

大船渡市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

特定在留カード及び特定特別永住者証明書の導入に伴い、コンビニエンスストア等の多機能端末機において、当該カード等を使用した印鑑登録証明書の交付を可能とするため、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市印鑑条例の一部を改正する条例

大船渡市印鑑条例（昭和51年大船渡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(多機能端末機による証明書の交付)</p> <p>第14条の2 被登録者は、前条の規定にかかわらず、自ら行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、当該端末機を操作することにより証明書を発行する機能を有するものをいう。）から証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による証明書の交付)</p> <p>第14条の2 被登録者は、前条の規定にかかわらず、自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、当該端末機を操作することにより証明書を発行する機能を有するものをいう。）から証明書の交付を受けることができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号(大船渡市印鑑条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第14条の2	既に印鑑の登録を受けている者が、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を使用して、多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができることを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第 6 号

大船渡市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例について

大船渡市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

危険鳥獣等の捕獲等に従事する一般職の職員に対して特殊勤務手当を支給するため、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年大船渡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 危険鳥獣等捕獲等手当</u></p>																		
<p>(支給額)</p> <p>第15条 [略]</p>	<p><u>(危険鳥獣等捕獲等手当)</u></p> <p>第15条 <u>危険鳥獣等捕獲等手当は、危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣をいう。以下同じ。）の捕獲等（同条第8項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）をするための作業その他市長が定める鳥獣による市民等に対する危害を防止するための措置に係る作業に従事した職員に対して支給する。</u></p>																		
<p>(支給額)</p> <p>第16条 [略]</p>	<p>(支給額)</p> <p>第16条 [略]</p>																		
<p>(日割計算)</p> <p>第16条 [略]</p>	<p>(日割計算)</p> <p>第17条 [略]</p>																		
<p>(特殊勤務手当の支給方法)</p> <p>第17条 [略]</p>	<p>(特殊勤務手当の支給方法)</p> <p>第18条 [略]</p>																		
<p>(補則)</p> <p>第18条 [略]</p>	<p>(補則)</p> <p>第19条 [略]</p>																		
<p>別表（第15条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種別</th> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>災害応急作業等手当</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	支給額	[略]			災害応急作業等手当	[略]		<p>別表（第16条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種別</th> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>災害応急作業等手当</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	支給額	[略]			災害応急作業等手当	[略]	
種別	区分	支給額																	
[略]																			
災害応急作業等手当	[略]																		
種別	区分	支給額																	
[略]																			
災害応急作業等手当	[略]																		

改正前	改正後		
	危険鳥獣等捕獲等手 当	危険鳥獣の捕獲等をするための作業 又は放獣の作業で、著しく危険であ るもの 1回	5,000
		危険鳥獣による被害の危険がある区 域内において行う作業で、当該作業 を行う職員の生命又は身体に危険が 生じるおそれがあるもの（危険鳥獣 の捕獲等をするための作業又は放獣 の作業で、著しく危険であるものを 除く。） 1回	1,100
		危険鳥獣その他市長が定める鳥獣を 捕獲するためのわなの設置、現地確 認又は撤去その他これらに付随する もの 1日	380
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大船渡市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第6号(大船渡市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	特殊勤務手当の種類に、危険鳥獣等捕獲等手当を加えることを定めるものである。
第15条	危険鳥獣等捕獲等手当の支給条件について定めるものである。
第16条	条項を整理するものである。
第17条	条項を整理するものである。
第18条	条項を整理するものである。
第19条	条項を整理するものである。
別表	危険鳥獣等捕獲等手当の額について、危険鳥獣の捕獲等をするための作業又は放獣の作業で、著しく危険であるものにあつては、1回につき5,000円とすること等を定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とし、令和8年4月1日から適用するものである。

議案第7号

大船渡市税条例の一部を改正する条例について

大船渡市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出要件等に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市税条例の一部を改正する条例

大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(市民税の申告)</p> <p>第35条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。</p> <p>2～8 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第35条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号並びに第35条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。</p> <p>2～8 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>

改正前	改正後
<p>第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に<u>該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。</u>）の氏名</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項及び第52条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 [略]</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第35条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける</u></p>	<p>第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に<u>該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。</u>）（<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。</u>）の氏名</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項及び第52条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 [略]</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第35条の3の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この</u></p>

改正前	改正後
<p>者であつて、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が90万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p>	<p>条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が90万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> <p>(3) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最</u></p>

改正前	改正後
<p>(4) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p>	<p><u>初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> <p>2 <u>前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p>

	改正前	改正後
	<p>る。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の2及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の2及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 [略]</p>
2	<p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第62条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない</p>	<p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第62条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、</p>

	改正前	改正後
	場合においては、固定資産税を課さない。	固定資産税を課さない。
3	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 [略]</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の2第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第17条の5第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の2の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</u></p> <p>第7条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、<u>法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</u></p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 [略]</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の2第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第17条の5第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の2の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</u></p> <p>第7条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、<u>法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得</p>

改正前	改正後
<p>に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 [略] 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。 3 [略]</p>	<p>に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 [略] 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。 3 [略] 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、<u>租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表1の項の改正部分 令和9年1月1日
- (2) 表2の項の改正部分 令和9年4月1日

(3) 表3の項の改正部分 令和10年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大船渡市税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の大船渡市税条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の大船渡市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第62条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第7号(大船渡市税条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
表1の項	
第35条の2	文言を整理するものである。
第35条の3の2	文言を整理するものである。
第35条の3の3	障害者、寡婦等の公的年金等受給者に対し、個人の市民税に係る扶養親族等申告書の提出を義務付けること等を定めるものである。
附則第6条	個人の市民税について、特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を延長することを定めるものである。
附則第7条の3	個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和25年度分まで、居住年を令和12年まで、それぞれ延長することを定めるものである。
表2の項	
第62条	固定資産税の免税点について、家屋を30万円、償却資産を180万円とすることを定めるものである。
表3の項	
第34条の6	文言を整理するものである。
附則第7条の4	文言を整理するものである。
附則第7条の6	文言を整理するものである。
附則第17条の2	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税について、地すべり防止区域内等にある土地等の譲渡は、課税の特例に該当しないこと等を定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1条	この条例の施行期日を定めるものである。
第2条	市民税に関する経過措置を定めるものである。
第3条	固定資産税に関する経過措置を定めるものである。

議案第 8 号

大船渡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する

条例の一部を改正する条例について

大船渡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税の適用期間等に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
 大船渡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例（平成28年大船渡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて、特定業務施設及び法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものに限る。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後</p>	<p>(課税免除の適用)</p> <p>第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて、特定業務施設及び法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものに限る。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産（<u>所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。</u>）並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつ</p>

改正前	改正後
<p>において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度内に限り、その課税を免除する。</p> <p>(不均一課税の適用)</p> <p>第3条 公示日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特別償却設備(同条第1項第2号に掲げる事業に係るものに限る。)を新設し、又は増設したものについて、特別償却設備等に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後2年度の間(以下「免除期間」という。)、その課税を免除し、当該免除期間の翌年度以後1年度の間、大船渡市税条例(昭和29年大船渡市条例第22号)第61条の規定にかかわらず、同条に規定する固定資産税の税率に10分の1を乗じて得た税率を適用する。</p>	<p>た場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。)に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度内に限り、その課税を免除する。</p> <p>(不均一課税の適用)</p> <p>第3条 公示日から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特別償却設備(同条第1項第2号に掲げる事業に係るものに限る。)を新設し、又は増設したものについて、特別償却設備等に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後2年度の間(以下「免除期間」という。)、その課税を免除し、当該免除期間の翌年度以後1年度の間、大船渡市税条例(昭和29年大船渡市条例第22号)第61条の規定にかかわらず、同条に規定する固定資産税の税率に10分の1を乗じて得た税率を適用する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号(大船渡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	移転型事業による固定資産税の課税免除の適用対象となる者が受けるべき地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を令和10年3月31日まで延長するとともに、特別償却設備となる償却資産を建物等に限ることを定めるものである。
第3条	拡充型事業による固定資産税の不均一課税の適用対象となる者が受けるべき地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を令和10年3月31日まで延長することを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第9号

大船渡市手数料条例の一部を改正する条例について

大船渡市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

コンビニエンスストア等の多機能端末機による戸籍に関する証明等の交付の利用を促進するため、当該証明書等の手数料を改定しようとするものです。

大船渡市手数料条例の一部を改正する条例

大船渡市手数料条例（昭和27年大船渡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍謄本抄本等交付手数料	1通につき 450円	1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍謄本抄本等交付手数料	1通につき 450円 <u>（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、当該端末機を操作することにより証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合にあつては、1通につき350円）</u>
[略]			[略]		
24 印鑑登録に関する証明	印鑑登録に関する証明手数料	1通につき 300円	24 印鑑登録に関する証明	印鑑登録に関する証明手数料	1通につき 300円 <u>（多機能端末機による交付の場合にあつては、1通につき200円）</u>
25 公租公課に関する証明	公租公課に関する証明手数料	1通につき 300円 <u>（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、当該端末機を操作することにより証明書を発行する機能を有するものをいう。）による交付の場合にあつては、1通につき200円）</u>	25 公租公課に関する証明	公租公課に関する証明手数料	1通につき 300円 <u>（多機能端末機による交付の場合にあつては、1通につき200円）</u>
[略]			[略]		
28 住民票の記載事項に関する証明	住民票記載事項証明手	1通につき 300円	28 住民票の記載事項に関する証明	住民票記載事項証明手	1通につき 300円 <u>（多機能端末機による交付</u>

改正前			改正後		
	数料			数料	<u>の場合にあつては、1通につき200円)</u>
[略]			[略]		
34 住民票の写しの交付	住民票の写し交付手数料	1通につき 300円	34 住民票の写しの交付	住民票の写し交付手数料	1通につき 300円 <u>(多機能端末機による交付の場合にあつては、1通につき200円)</u>
35 戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し交付手数料	1通につき 300円	35 戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し交付手数料	1通につき 300円 <u>(多機能端末機による交付の場合にあつては、1通につき200円)</u>
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第9号(大船渡市手数料条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
別表	多機能端末機により戸籍の謄本等の交付を受ける場合の手数料を、1通につき350円とすること等を定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和8年7月1日とするものである。

議案第10号

大船渡市介護保険条例の一部を改正する条例について

大船渡市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度における介護保険料の減免の特例等を定めようとするものです。

大船渡市介護保険条例の一部を改正する条例

大船渡市介護保険条例（平成12年大船渡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>附 則 (平成29年度における保険料率の特例)</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市長が保険料を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>附 則 (平成29年度における保険料率の特例)</p> <p>第10条 [略]</p> <p><u>(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)</u></p> <p>第11条 <u>第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの(令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを市長が確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。)がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第2条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。)よりも保険料率の高い保険料段階</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号(大船渡市介護保険条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第9条	介護保険料の減免要件に該当することが明らかであり、かつ、市長が保険料を減免する必要があると認める者は、申請書等の提出を不要とすることを定めるものである。
附則第11条	第1号被保険者等の市町村民税のみなし課税者に対する令和8年度の保険料の減免について定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第11号

大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例の一部を改正する条例
について

大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

岩手県の企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、市の区域内に工場等を増設した者に対する補助金の交付要件に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例（平成15年大船渡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 工場等新增設者 工場等を新設又は増設した者で、第4条の認定を受けたものをいう。ただし、工場等を増設した者にあつては、<u>令和8年3月31日</u>までに同条の認定を受けたものに限る。 (5)～(8) [略]</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 工場等新增設者 工場等を新設又は増設した者で、第4条の認定を受けたものをいう。ただし、工場等を増設した者にあつては、<u>令和9年3月31日</u>までに同条の認定を受けたものに限る。 (5)～(8) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号(大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	補助金の交付要件である市長から受けなければならない認定の期限のうち、工場等を増設した者の認定の期限を、令和9年3月31日まで延長することを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第12号

大船渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

大船渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

水道料金の額を改定しようとするものです。

大船渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 大船渡市水道事業給水条例（平成10年大船渡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(料金)					(料金)				
第31条 料金は、1月につき別表第1に定める額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。					第31条 料金は、1月につき別表に定める額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。				
<u>(メーター使用料)</u>									
第32条 <u>メーターの使用料は、1月につき別表第2に定める額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u>					第32条 <u>削除</u>				
2 <u>メーター使用料は、料金に加算して徴収する。</u>									
(料金の算定)					(料金の算定)				
第33条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日（以下「定例日」という。）に、メーターの検針を行い、その使用水量をもってその日の属する月分として算定する。ただし、月の中途において使用中止又は廃止のあった場合その他やむを得ない理由があるときは、市長は前項の定例日以外の日に検針を行うことができる。					第33条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日（以下「定例日」という。）に、メーターの検針を行い、その使用水量をもってその日の属する月分として算定する。ただし、月の中途において使用中止又は廃止のあった場合その他やむを得ない理由があるときは、市長は定例日以外の日に検針を行うことができる。				
2 [略]					2 [略]				
別表第1（第31条関係）					別表（第31条関係）				
口径別	用途	基本水量	料金		口径別	用途	基本水量	料金	
			基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)				基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
					13ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	2,327円60銭	258円50銭
						団体用		3,221円90銭	313円50銭
						営業用			
					20ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	2,437円60銭	258円50銭
						団体用		3,221円90銭	313円50銭
						営業用			

改正前					改正後					
25ミリメートルまで	家事用	10立方メートル	1,808円40銭	220円	25ミリメートル	家事用	10立方メートル	2,586円10銭	258円50銭	
	団体用	ルまで	2,624円60銭	313円50銭		ル	団体用	ルまで	3,221円90銭	313円50銭
	営業用		2,829円20銭			営業用				
30ミリメートル	家事用	10立方メートル	1,844円70銭	220円	30ミリメートル	家事用	10立方メートル	2,996円40銭	258円50銭	
	団体用	ルまで	2,857円80銭	313円50銭		ル	団体用	ルまで	4,187円70銭	368円50銭
	営業用					営業用				
40ミリメートル	家事用	10立方メートル	1,882円10銭	220円	40ミリメートル	家事用	10立方メートル	3,170円20銭	258円50銭	
	団体用	ルまで	2,886円40銭	313円50銭		ル	団体用	ルまで	4,350円50銭	368円50銭
	営業用					営業用				
50ミリメートル	家事用	10立方メートル	1,919円50銭	220円	50ミリメートル	家事用	10立方メートル	3,657円50銭	258円50銭	
	団体用	ルまで	2,915円	313円50銭		ル	団体用	ルまで	4,827円90銭	368円50銭
	営業用					営業用				
75ミリメートル	家事用	10立方メートル	2,944円70銭	313円50銭	75ミリメートル	家事用	10立方メートル	5,269円	368円50銭	
	団体用	ルまで				ル	団体用	ルまで		
	営業用					営業用				
100ミリメートル	家事用	10立方メートル	2,974円40銭	313円50銭	100ミリメートル	家事用	10立方メートル	6,227円10銭	368円50銭	
	団体用	ルまで				ル	団体用	ルまで		
	営業用					営業用				
150ミリメートル	家事用	10立方メートル	3,004円10銭	313円50銭	150ミリメートル	家事用	10立方メートル	8,532円70銭	368円50銭	
	団体用	ルまで				ル	団体用	ルまで		
	営業用					営業用				
200ミリメートル	家事用	10立方メートル	3,033円80銭	313円50銭	200ミリメートル	家事用	10立方メートル	20,363円20銭	368円50銭	
	団体用	ルまで				ル	団体用	ルまで		
	営業用					営業用				
250ミリメートル	家事用	10立方メートル	3,064円60銭	313円50銭	250ミリメートル	家事用	10立方メートル	28,152円30銭	368円50銭	
	団体用	ルまで				ル	団体用	ルまで		
	営業用					営業用				
—	浴場用	200立方メートルまで	11,002円20銭	124円30銭	—	浴場用	200立方メートルまで	12,927円20銭	145円20銭	

改正前					改正後				
—	工場用	200立方メートルまで	<u>36,163円60銭</u>	<u>266円20銭</u>	—	工場用	200立方メートルまで	<u>42,491円90銭</u>	<u>312円40銭</u>
—	臨時用	—	—	<u>392円70銭</u>	—	臨時用	—	—	<u>510円40銭</u>
—	船舶用	—	—	<u>392円70銭</u>	—	船舶用	—	—	<u>510円40銭</u>

別表第2（第32条関係）

口径別	メーター使用料
13ミリメートル	<u>172円70銭</u>
20ミリメートル	<u>266円20銭</u>
25ミリメートル	<u>392円70銭</u>
30ミリメートル	<u>706円20銭</u>
40ミリメートル	<u>816円20銭</u>
50ミリメートル	<u>1,193円50銭</u>
75ミリメートル	<u>1,540円</u>
100ミリメートル	<u>2,325円40銭</u>
150ミリメートル	<u>4,258円10銭</u>
200ミリメートル	<u>14,296円70銭</u>
250ミリメートル	<u>20,894円50銭</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 大船渡市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第31条関係）					別表（第31条関係）				
口径別	用途	基本水量	料金		口径別	用途	基本水量	料金	
			基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)				基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
13ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>2,327円60銭</u>	<u>258円50銭</u>	13ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>2,456円30銭</u>	<u>272円80銭</u>
	団体用		[略]	[略]					
	営業用		[略]	[略]					

改正前					改正後				
20ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>2,437円60銭</u>	<u>258円50銭</u>	20ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>2,569円60銭</u>	<u>272円80銭</u>
	団体用		[略]			団体用		[略]	
	営業用					営業用			
25ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>2,586円10銭</u>	<u>258円50銭</u>	25ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>2,723円60銭</u>	<u>272円80銭</u>
	団体用		[略]			団体用		[略]	
	営業用					営業用			
30ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>2,996円40銭</u>	<u>258円50銭</u>	30ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>3,149円30銭</u>	<u>272円80銭</u>
	団体用		<u>4,187円70銭</u>	<u>368円50銭</u>		団体用		<u>4,330円70銭</u>	<u>380円60銭</u>
	営業用					営業用			
40ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>3,170円20銭</u>	<u>258円50銭</u>	40ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>3,329円70銭</u>	<u>272円80銭</u>
	団体用		<u>4,350円50銭</u>	<u>368円50銭</u>		団体用		<u>4,499円</u>	<u>380円60銭</u>
	営業用					営業用			
50ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>3,657円50銭</u>	<u>258円50銭</u>	50ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>3,833円50銭</u>	<u>272円80銭</u>
	団体用		<u>4,827円90銭</u>	<u>368円50銭</u>		団体用		<u>4,991円80銭</u>	<u>380円60銭</u>
	営業用					営業用			
75ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>5,269円</u>	<u>368円50銭</u>	75ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>5,449円40銭</u>	<u>380円60銭</u>
	団体用					団体用			
	営業用					営業用			
100ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>6,227円10銭</u>	<u>368円50銭</u>	100ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>6,439円40銭</u>	<u>380円60銭</u>
	団体用					団体用			
	営業用					営業用			
150ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>8,532円70銭</u>	<u>368円50銭</u>	150ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>8,823円10銭</u>	<u>380円60銭</u>
	団体用					団体用			
	営業用					営業用			
200ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>20,363円20銭</u>	<u>368円50銭</u>	200ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>21,056円20銭</u>	<u>380円60銭</u>
	団体用					団体用			
	営業用					営業用			
250ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>28,152円30銭</u>	<u>368円50銭</u>	250ミリメートル	家事用	10立方メートルまで	<u>29,110円40銭</u>	<u>380円60銭</u>
	団体用					団体用			
	営業用					営業用			

改正前					改正後				
—	浴場用	200立方メートルまで	<u>12,927円20銭</u>	<u>145円20銭</u>	—	浴場用	200立方メートルまで	<u>14,490円30銭</u>	<u>163円90銭</u>
—	工場用	200立方メートルまで	<u>42,491円90銭</u>	<u>312円40銭</u>	—	工場用	200立方メートルまで	<u>47,627円80銭</u>	<u>350円90銭</u>
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大船渡市水道事業給水条例の別表の規定は、令和8年10月分から令和9年9月分までの料金について適用し、令和8年9月分までの料金及びメーター使用料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の大船渡市水道事業給水条例の別表の規定は、令和9年10月分以後の料金について適用し、同年9月分までの料金については、なお従前の例による。

議案第12号(大船渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

第1条による改正(大船渡市水道事業給水条例)

条 項	要 旨
第31条	文言を整理するものである。
第32条	メーター使用料を基本料金に統合することに伴い、条項を削除するものである。
第33条	文言を整理するものである。
別表	水道料金を改定し、口径13ミリメートルの家事用の場合は、基本料金を2,327円60銭、超過料金を258円50銭とすること等を定めるものである。

第2条による改正(大船渡市水道事業給水条例)

条 項	要 旨
別表	水道料金を改定し、口径13ミリメートルの家事用の場合は、基本料金を2,456円30銭、超過料金を272円80銭とすること等を定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を第1条は令和8年10月1日、第2条は令和9年10月1日とするものである。
第2項	第1条の規定による改正後の別表の規定は、令和8年10月分から令和9年9月分までの料金に適用するものである。
第3項	第2条の規定による改正後の別表の規定は、令和9年10月分以後の料金に適用するものである。

議案第13号

令和8年度大船渡市一般会計補正予算（第3号）を定めることについ

て

令和8年度大船渡市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第14号

令和8年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて

令和8年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第15号

令和8年度大船渡市水道事業会計補正予算（第1号）を定めることに

ついて

令和8年度大船渡市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第16号

大船渡市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

大船渡市の特定の事務を取り扱う郵便局を下記のとおり指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第3項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 瀧 上 清

記

1 指定する郵便局の名称

綾里郵便局及び吉浜郵便局

2 取扱事務の範囲

- (1) 法第2条第1号に規定する戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付の請求の受付並びに当該請求に係る戸籍謄本等及び除籍謄本等の引渡しに関する事務
- (2) 法第2条第2号に規定する納税証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡しに関する事務
- (3) 法第2条第3号に規定する住民票の写し等（個人番号及び住民票コードの記載があるものを除く。）及び除票の写し等（個人番号及び住民票コードの記載があるものを除く。）の交付の請求の受付並びに当該請求に係る住民票の写し等及び除票の写し等の引渡しに関する事務
- (4) 法第2条第4号に規定する戸籍の附票の写し（住民票コードの記載がある

ものを除く。)及び戸籍の附票の除票の写し(住民票コードの記載があるものを除く。)の交付の請求の受付並びに当該請求に係る戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの引渡しに関する事務

(5) 法第2条第10号に規定する印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡しに関する事務

3 指定する郵便局において取り扱う期間

令和9年2月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、大船渡市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

提案理由

市の事務のうち特定のものを取り扱う郵便局として、綾里郵便局及び吉浜郵便局を指定するものです。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（抜粋）

（郵便局の指定等）

第3条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

(1) その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務（以下「郵便局取扱事務」という。）を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。

(2) 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備（前条第9号に掲げる事務にあつては、第2号措置を適正かつ確実に行うために必要な施設及び設備を含む。）として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。

(3) 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置（前条第9号に掲げる事務にあつては、第2号措置を適正かつ確実に行うために必要な措置を含む。）として総務省令で定める措置が講じられていること。

(4) その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、日本郵便株式会社に協議しなければならない。

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第1項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第17号

訴訟上の和解に関し議決を求めることについて

令和3年11月26日に議会の議決を経た盛岡地方裁判所令和4年（ワ）第12号損害賠償等請求事件に関し、下記のとおり和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 淵 上 清

記

1 和解の相手方 住所 大船渡市猪川町字富岡115番地1

名称 株式会社佐々忠

代表取締役 佐々木 秀 光

2 和解の内容

(1) 被告株式会社佐々忠（以下「被告佐々忠」という。）は、原告に対し、本件解決金として6,000,000円の支払義務があることを認める。

(2) 被告佐々忠は、原告に対し、前号の金員を、本和解成立日から2週間以内に、原告の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告佐々忠の負担とする。

(3) 原告は、被告佐々忠に対するその余の請求を放棄する。

(4) 原告及び被告佐々忠は、原告と被告佐々忠の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

提案理由

本事件について、盛岡地方裁判所から和解勧告があったので、これに応じ、和解をしようとするものです。

1 事件の名称

盛岡地方裁判所令和4年（ワ）第12号損害賠償等請求事件

2 原告及び被告

(1) 原告 住所 大船渡市盛町字宇津野沢15番地

名称 大船渡市

(2) 被告 住所 大船渡市猪川町字富岡115番地1

名称 株式会社佐々忠

代表取締役 佐々木 秀 光

住所 大船渡市赤崎町字蛸ノ浦24番地

氏名 亘 理 義 政

3 事件の概要

被告株式会社佐々忠が平成22年度から平成30年度にかけて受注した市簡易水道事業の委託業務に関し、被告亘理義政と共謀し、架空請求及び水増し請求により市から不正に委託料の支払を受けていたことが認められたことから、被告に対し、共同不法行為による損害賠償請求権又は不当利得返還請求権に基づき、市が被った損害額を連帯して賠償し、又は返還することを求め、令和4年1月24日に盛岡地方裁判所へ訴えを提起したものである。

【請求の内訳】

区 分	件 数	請求額
架空請求	73件	24,067,200円
水増し請求	140件	24,943,509円
合 計	213件	49,010,709円

議案第18号

大船渡市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めること
について

下記の者を大船渡市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第 226号）第 423条第 3 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市赤崎町字沢田82番地 3

氏 名 中 井 孝

生年月日 昭和42年 5 月 27 日

学歴

平成3年3月 早稲田大学政治経済学部卒業

経歴

平成3年4月 本田技研工業株式会社入社

平成5年3月 本田技研工業株式会社退職

平成5年4月 衆議院議員小沢一郎事務所入所

平成8年6月 衆議院議員小沢一郎事務所退職

平成10年9月 亘理土木工業有限会社入社

平成16年7月 亘理土木工業有限会社退職

平成18年4月 株式会社フェア・アプレーザーズ入社

平成19年3月 株式会社フェア・アプレーザーズ退職

平成19年10月 株式会社西不動産鑑定入社

平成21年9月 株式会社西不動産鑑定退職

平成21年10月 庄子不動産鑑定事務所入所

平成22年3月 庄子不動産鑑定事務所退職

平成22年4月 中井不動産鑑定事務所開設（現在に至る）

平成23年10月 仙台国税局土地評価精通者（現在に至る）

平成24年6月 国土交通省地価公示鑑定評価員（現在に至る）

平成24年10月 仙台国税局相続税路線価等の鑑定評価員（現在に至る）

平成25年4月 岩手県地価調査鑑定評価員（現在に至る）

平成25年8月
) 平成27年度評価替え固定資産税標準宅地鑑定評価員
 (盛岡市、北上市、八幡平市)

平成26年12月

平成25年12月 ┆ 令和元年11月	大船渡都市計画事業大船渡駅周辺地区土地区画整理事業評価員
平成26年4月 ┆ 平成27年3月	大船渡商工会議所青年部副会長
平成27年4月	仙台国税局差押不動産等の鑑定人（現在に至る）
平成28年8月 ┆ 平成29年12月	平成30年度評価替え固定資産税標準宅地鑑定評価員 （盛岡市、北上市、八幡平市）
平成29年10月 ┆ 令和元年10月	大船渡市総合戦略市民会議委員
平成31年4月 ┆ 令和3年3月	大船渡市復興計画推進委員会委員
平成31年4月	協同組合岩手県資産評価システムセンター理事（現在に至る）
令和元年8月 ┆ 令和2年12月	令和3年度評価替え固定資産税標準宅地鑑定評価員 （盛岡市、北上市、八幡平市、九戸郡野田村）
令和2年6月	大船渡市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）
令和3年4月	一般社団法人岩手県不動産鑑定士協会理事（現在に至る）
令和4年4月 ┆ 令和7年5月	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会災害対策特別委員会 専門委員
令和4年7月 ┆ 令和5年3月	令和6年度評価替え固定資産税標準宅地鑑定評価員 （北上市、一関市、奥州市、紫波郡矢巾町）
令和5年4月	釜石簡易裁判所所属民事調停委員（現在に至る）

令和5年5月	一般社団法人岩手県不動産鑑定士協会副会長
令和7年5月	
令和6年1月	盛岡地方裁判所競売評価人（現在に至る）
令和6年1月	盛岡地方裁判所司法委員（現在に至る）
令和7年5月	一般社団法人岩手県不動産鑑定士協会会長（現在に至る）
令和7年5月	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会理事（現在に至る）
令和7年5月	東北不動産鑑定士協会連合会幹事（現在に至る）
令和7年7月	令和9年度評価替え固定資産税標準宅地鑑定評価員 （北上市、紫波郡矢巾町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡普代村）
令和8年3月	

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。

5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第19号

大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市三陸町吉浜字中井73番地1

氏 名 柏 崎 廣 壱

生年月日 昭和25年1月8日

学 歴

昭和49年 3 月 工学院大学専修学校第二部卒業

経 歴

昭和50年 4 月 三陸町農業協同組合（現大船渡市農業協同組合）入組

昭和50年 4 月 就農

平成20年 2 月 大船渡市農業協同組合退職

平成21年 5 月
） 大船渡市農業協同組合監事

平成27年 5 月

平成26年 8 月
） 公益社団法人岩手県農業公社農地コーディネーター

令和 7 年 3 月

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(1) 認定農業者である個人

(2) 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

議案第20号

大船渡市農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年6月12日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市猪川町字下権現堂109番地6 千葉貸家3号
氏 名 今 井 泰 子
生年月日 昭和54年12月10日

学歴

平成22年3月 東京芸術大学大学院博士課程修了

経歴

平成22年4月 株式会社M. R. B トレーディング入社

平成22年9月 株式会社M. R. B トレーディング退職

平成22年12月 ピーエス株式会社入社

平成28年10月 ピーエス株式会社退職

平成28年11月 医療法人学而会木村病院入職

令和3年3月 医療法人学而会木村病院退職

令和3年4月 鹿児島県肝属郡錦江町会計年度任用職員

令和4年3月 鹿児島県肝属郡錦江町会計年度任用職員任期満了

令和4年5月 一般社団法人陸前高田市観光物産協会入職

令和4年12月 一般社団法人陸前高田市観光物産協会退職

令和5年1月 株式会社海楽荘大船渡温泉入社

令和5年3月 株式会社海楽荘大船渡温泉退職

令和5年5月 株式会社フロムゼロ入社

令和5年8月 株式会社フロムゼロ退職

令和5年11月 株式会社ツルハ入社

令和6年3月 株式会社ツルハ退職

令和8年4月 就農